

## 第5章 自死対策の推進体制等

### 1 自死対策の推進体制

計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、行政や関係機関、団体により構成する「宮城県自死対策推進会議」を開催し、相互の情報交換や連携を促進します。

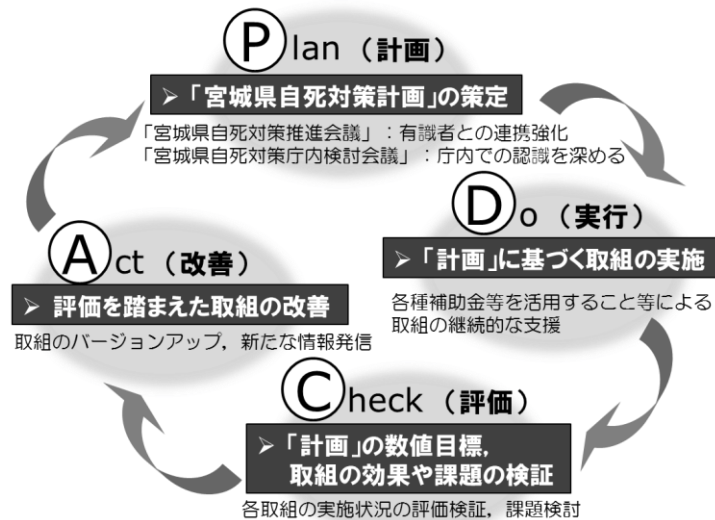
### 2 庁内における推進体制

庁内の関係各課による施策等検討会議を開催することで情報交換を行い、計画に掲げる各事業の実施状況を確認するとともに、自死対策の一層の推進を図ります。

### 3 自死対策の評価・検証

PDCA サイクルにより、自死対策の施策や取組の効果を評価・検証し、その結果や国の動向を踏まえつつ、本計画の実効性を高めるものとして必要に応じて取組等を改善し、継続的に自死対策を展開します。

(図 17) PDCA サイクルのイメージ図



### 4 宮城県自死対策推進センター

宮城県保健福祉部障害福祉課及び宮城県精神保健福祉センターが中心となり運営することとし、保健所等関係機関と綿密に連携しながら、県内市町村における自死対策の推進を支援します。



宮城県自死対策推進センター（みやぎほっとするーセンター）「ほっとちゃん」

### 5 「宮城県自死対策計画」担当課

宮城県保健福祉部障害福祉課精神保健福祉推進班（電話 022-211-2518）